最終更新日：2020年7月20日

株式会社 三菱ケミカルホールディングス
執行役社長 越智　仁
問合せ先：広報・IR室長　清水　治
証券コード：4188
https://www.mitsubishichem-hd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、「人、社会、そして地球の心地よさがずっと続いていくこと」をKAITEKIと表し、KAITEKI実現をビジョンに掲げ、企業活動を通じて、環境・社会課題の解決にとどまらず、社会そして地球の持続可能な発展に貢献することをめざしています。
当社は、KAITEKI実現に向けて、経営の健全性と効率性の双方を高める体制を整備し、適切な情報開示とステークホルダーとの対話を通じて経営の透明性を向上させ、より良いコーポレートガバナンス体制の確立に努めてまいります。
なお、取締役会の役割、構成、選任基準等のコーポレートガバナンスに関する基本的な方針については、当社ホームページ掲載の「三菱ケミカルホールディングス・コーポレートガバナンス基本方針」（以下、「コーポレートガバナンス基本方針」といいます。）をご参照ください。
（https://www.mitsubishichem-hd.co.jp/group/governance/policy.html）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべてを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

以下で使用する用語の定義は、次のとおりです。
・経営陣幹部：執行役
・役員：取締役及び執行役

〈原則1－4 政策保有株式〉
政策保有株式については、中長期的な企業価値向上に資する場合に取得・保有することとしています。また、その保有意義について、当社の取締役会で定期的に検証を行い、保有意義が乏しい株式については、市場への影響等に配慮しつつ売却を進めることとしています。
当社は、2019年8月30日の取締役会にて、2019年3月末における当社グループの全ての政策保有株式について、ROICにもとづいた経済合理性、及び事業上の必要性等の観点から保有意義を検証しました。検証の結果、一部の株式については、保有意義が乏しいことを確認しました。今後、市場への影響等に配慮しつつ、当該株式の売却を進めます。

〈原則1－7 関連当事者間の取引〉
当社では、取締役又は執行役と会社との取引については、取締役会決議事項とし、取締役会が取引の妥当性を確認しています。

〈原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〉
当社グループの主要な事業会社である三菱ケミカル株式会社は、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、厚生労働省公表の「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」に基づいた取り組みを行っています。
具体的には、年金資産運用方針の策定、年金資産管理委員会の設置、政策的資産構成割合の策定、運用受託機関に対する定量及び定性的な総合評価を実施しています。また、運用コンサルタントとも連携し、適切な運営を図るための取り組みを行っています。

〈原則3－1 情報開示の充実〉
（会社の目指すところ）
当社グループは、企業活動を通じて、KAITEKIを実現することをめざしています。KAITEKIとは「人、社会、そして地球の心地よさがずっと続いていくこと」を表した当社独自のコンセプトであり、当社グループは、KAITEKI実現のため、資本の効率性の追求、革新的な技術の創出、そして人・社会・地球の持続性の向上を経営の指標とし、これら3つの経営軸に時間の要素を加味して企業価値を高めていくという「KAITEKI経営」を実践しています。
詳細については、当社ホームページのKAITEKI経営をご参照ください。
（https://www.mitsubishichem-hd.co.jp/kaiteki_management）

（経営計画）
当社は、2015年12月に2016年度から2020年度までの5カ年の中期経営計画「APTSIS 20」を策定しました。「APTSIS 20」では、「機能商品、素材、ヘルスケア分野の事業を通じて、高成長・高収益型の企業グループをめざす」を基本方針として、収益性の向上、イノベーションの追求、サステナビリティへの貢献を通じて真にグローバルな「THE KAITEKI COMPANY」としての基盤を確立するための諸施策を実行していきます。
詳細については、当社ホームページの中期経営計画をご参照ください。
（https://www.mitsubishichem-hd.co.jp/ir/strategy/）

（コーポレートガバナンス全般についての考え方）
コーポレートガバナンス全般についての考え方は、当社ホームページ掲載のコーポレートガバナンス基本方針をご参照ください。
（https://www.mitsubishichem-hd.co.jp/group/governance/policy.html）

（経営陣幹部・取締役の報酬の決定にあたっての方針、手続）
（コーポレートガバナンス基本方針「経営の健全性と効率性を高める体制の整備」3（3）及び「経営の透明性の向上」5）
報酬委員会が、取締役、執行役及び事業会社社長（上場子会社を除く）の個人別の報酬を決定します。

また、経営陣幹部・取締役の報酬の決定にあたっての方針は、後記「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」のとおりです。

〈経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名にあたっての方針、手続〉
〈コーポレートガバナンス基本方針「経営の健全性と効率性を高める体制の整備」3（1）及び「経営の透明性の向上」4〉
指名委員会が、取締役、執行役及び事業会社社長（上場子会社を除く）の候補を指名します。
また、経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名にあたっての方針は、本報告書末の「経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名の方針」に記載のとおりです。

〈役員の選任理由〉
現在の取締役の選任理由及び現在の執行役の選任理由については、本報告書末の「取締役の選任理由」及び「執行役の選任理由」に記載のとおりです。

〈補充原則4－1－1 取締役会から経営陣への委任の範囲〉
当社は、法定の取締役会決議事項及び当社グループの経営管理上、重要な事項を除き、全ての業務執行の決定を執行役に委任しています。

〈原則4－9 社外取締役の独立性判断基準〉
〈コーポレートガバナンス基本方針 別添資料2〉
社外取締役の独立性の判断基準は、後記「その他独立役員に関する事項」のとおりです。

〈補充原則4－11－1 取締役会の構成についての考え方〉
〈コーポレートガバナンス基本方針「経営の健全性と効率性を高める体制の整備」2（2）〉
当社グループの経営の基本方針を策定し、適切に経営を監督するため、経営経験、財務・会計、科学技術・IT・生産、リスクマネジメント、事業戦略・マーケティング、法務・法規制等、国際性・多様性の各項目の観点で高度な専門的知識と高い見識を有する取締役を選任します。
また、取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役の過半数は執行役を兼任しません。

〈補充原則4－11－2 取締役の兼任状況〉
取締役会長の小林喜光氏は、株式会社東芝及び株式会社みずほフィナンシャルグループの社外取締役を兼任しています。また、社外取締役の他の上場会社役員等の兼任状況については、後記「会社との関係(2)」のとおりです。

〈補充原則4－11－3　取締役会の実効性についての分析・評価〉
・取締役会の実効性評価の実施
当社は、コーポレートガバナンス基本方針において、取締役会は毎年その実効性を評価し、結果の概要を開示すると定めています。

・評価方法・プロセス
2019年度は、当社グループの企業価値向上に向けた主要テーマ（ポートフォリオ・マネジメント、リスク管理及びコーポレートガバナンス）について適切に議論できているかを中心に、取締役会の実効性を評価しました。全取締役を対象としたアンケートを実施し、各項目に対する4段階評価及びコメント記載という形式で現状の把握と課題の抽出を図りました。また、今後取締役会で重点的に議論すべきテーマについての意見を求めました。アンケート結果に基づき、取締役会において課題・改善策について議論し、これらを踏まえ、取締役会議長が当社取締役会の実効性を評価し、その結果を取締役会に報告しました。なお、アンケートの企画、集計等に外部コンサルタントを起用しました。

・評価結果の概要
当社取締役会の実効性は、その構成・議論の在り方の両面で概ね確保できていると評価しました。一方で、ポートフォリオ・マネジメントやリスク管理の議論の在り方については課題も指摘され、引き続き改善に向けた取り組みが必要であることも確認されました。今後は、取締役会で議論すべき重点テーマについて議論を深めていくとともに、議論の充実に向けた環境の整備に引き続き努めていきます。
詳細につきましては、本報告書末の「2019年度 当社取締役会の実効性評価結果の概要について」をご参照ください。

〈補充原則4－14－2 取締役のトレーニングの方針〉
〈コーポレートガバナンス基本方針「経営の健全性と効率性を高める体制の整備」4（1）〉
社外取締役に対し、継続的に当社グループの事業内容、組織等について説明するとともに、定期的に国内外の事業拠点の視察や経営陣との対話の機会を提供しています。
また、社内の取締役に対しては、コンプライアンス、内部統制の研修に加え、外部団体が主催するセミナー等への積極的な参画など、取締役にふさわしい資質を磨く機会を適宜提供しています。

〈原則5－1 株主との対話に関する方針〉
〈コーポレートガバナンス基本方針　別添資料1〉
当社は、株主、顧客をはじめとするステークホルダーと、様々な機会を通じて、積極的かつ建設的に対話し、KAITEKI 実現に向け、課題や目標を共有し、協働することを目指しています。また、株主との対話に関する方針は、以下のとおりです。
〈株主との対話に関する方針〉
株主に当社を信頼いただき、長期に株式を保有いただけるよう、適切な情報開示に努めるとともに、積極的に対話を行い、それを企業活動に活かしていきます。
株主への情報開示、対話については、社長、IR担当役員及びコーポレート・ガバナンス担当役員のもと、関係各部署が連携のうえ、取り組むこととしており、対話でのご意見については、取締役会で報告する等、経営陣で共有しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	112,929,800	7.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	82,783,600	5.82
明治安田生命保険相互会社	64,388,743	4.52

日本生命保険相互会社	42,509,094	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	29,951,900	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	27,571,400	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	26,662,600	1.87
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　385151	22,303,510	1.57
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	20,552,904	1.44
SMBC日興証券株式会社	20,141,000	1.42

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、「人、社会、そして地球の心地よさがずっと続いていくことをめざし、Sustainability、Health、Comfortを価値基準として、グローバルにイノベーション力を結集し、ソリューションを提供していきます。」という企業理念の下、 当社グループのポートフォリオマネジメント、財務戦略、コーポレートガバナンス、グループ力の強化、及びブランディングマネジメントを円滑かつ効率的に行い、その総合力を発揮することにより、当社グループ全体の企業価値の最大化に努めています。

また、当社は、企業活動の基盤が社会からの信頼にあることを深く自覚し、グループ経営を展開するにあたっては、コンプライアンスの確保など社会的ルールを遵守するとともに、良き企業市民として社会の要請に誠実に応え、企業としての社会的責任を果たすべく、当社グループ全体のガバナンスの強化を図っています。

当社連結子会社のうち、大陽日酸株式会社（以下「TNSC」といいます。）は、東京証券取引所に上場しています。TNSCは、当社グループの主要な事業である産業ガスセグメントを支える上場子会社であり、日本、米国、欧州、アジア・オセアニアの4極体制のもと、同社が保有するガス利用技術をグローバルに展開すること等を通して事業規模の更なる拡大と収益力の向上を図っています。当社は、TNSCが上場を維持し、自主的に経営を行うことが両社の利益にかなうと考えており、また、当社グループ内での連携を密にして同社の目的を達成していくことが、当社グループとしての企業価値の最大化につながるものと考えています。

なお、TNSCと当社とは、2014年5月13日付で締結した基本合意書（以下「基本合意書」といいます。）において、TNSC株式の上場の維持を合意しています。

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備しており、TNSCとの間でもコンプライアンス、リスク管理をはじめとするグループ内部統制方針等を共有しています。

一方、TNSCと当社とは、基本合意書においてTNSCの経営の自主性を尊重することに合意しており、TNSCでは、取締役会が取締役、監査役の候補者の指名、CEOその他執行役員の選任及び解任について諮問する、任意の指名・報酬諮問委員会を設けています。この委員会は、社長及び独立社外取締役2名から構成されており、独立社外取締役が委員長に就任しています。これにより経営陣の選任について当社からの独立性を担保しています。

さらに、TNSCでは、独立社外取締役2名及び常勤の独立社外監査役2名を選任しており、これらの者が当社と当社以外の株主の利益相反が生じないよう監督しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	12名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
國井　秀子	他の会社の出身者											
橋本　孝之	他の会社の出身者								△			
程　近智	他の会社の出身者								△			
菊池　きよみ	弁護士								○			
山田　辰己	公認会計士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

國井　秀子	○		○	○	-	國井秀子氏は、会社経営の豊富な経験と情報処理分野における専門知識を有していることに加え、内閣府男女共同参画推進連携会議議員を務めるなど、ダイバーシティ推進に関する高い見識を備えています。取締役会では、女性の活躍推進、科学技術・IT等に関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、社外取締役に選任しています。 また、同氏は、当社が定める独立性の基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定しています。
橋本　孝之	○	○		○	当社グループは、橋本孝之氏が過去に業務執行に関わっていた日本アイ・ビー・エム株式会社及び同社グループとの間に取引がありますが、2019年度の取引額は、同社連結売上高及び当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であることから、独立性に問題はないと判断しています。	橋本孝之氏は、情報システムに関する製品・サービスを提供するグローバル企業の日本法人で社長、会長を歴任するなど、会社経営の豊富な経験とデジタルビジネスに関する高い見識を有しています。取締役会では、グローバル経営、事業ポートフォリオ戦略、リスクマネジメント等に関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、社外取締役に選任しています。 また、同氏は、当社が定める独立性の基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定しています。
程　近智	○	○		○	当社グループは、程近智氏が過去に業務執行に関わっていたアクセンチュア株式会社及び同社グループとの間に取引がありますが、2019年度の取引額は、同社連結売上高及び当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であることから、独立性に問題はないと判断しています。	程近智氏は、経営コンサルティング及びITサービスを提供するグローバル企業の日本法人で社長、会長を歴任するなど、会社経営の豊富な経験と経営ノウハウに関する高い見識を有しています。取締役会では、グローバル経営、純粋持株会社の役割、企業価値向上に向けたビジネスモデルの在り方等に関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、社外取締役に選任しています。 また、同氏は、当社が定める独立性の基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定しています。
菊池　きよみ	○		○	○	当社グループは、菊池きよみ氏が所属するTMI総合法律事務所との間に取引がありますが、2019年度の取引額は、同事務所の収入及び当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であることから、独立性に問題はない判断しています。	菊池きよみ氏は、企業法務を専門とする弁護士としての高い見識に加え、金融機関における勤務など豊富な経験を有しています。取締役会では、取締役会の役割や責務、個別案件に係る法的リスク評価、コンプライアンス等に関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、社外取締役に選任しています。 また、同氏は、当社が定める独立性の基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定しています。
山田　辰己		○	○	○	当社グループは、山田辰己氏が過去に業務執行に関わっていた有限責任あずさ監査法人との間に取引がありますが、2019年度の取引額は、同社連結売上高及び当社連結売上高の1%未満と極めて僅少であることから、独立性に問題はないと判断しています。	山田辰己氏は、公認会計士としての豊富な経験に加え、国際会計の専門家として高い見識を有しています。こうした経験や見識を活かして、独立社外取締役として、主に国内外の財務・会計や開示の観点から、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、社外取締役に選任しています。また、同氏は、当社が定める独立性の基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定しています。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	5	0	1	4	社外取締役
報酬委員会	5	0	2	3	社外取締役
監査委員会	5	2	2	3	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数	7名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
越智　仁	あり	あり	×	×	なし
大久保和行	あり	なし	×	×	なし
池川　喜洋	なし	なし	×	×	なし
ラリー・マイスクナー	なし	なし	×	×	なし
伊達　英文	なし	あり	×	○	なし
藤原　謙	なし	あり	×	○	なし
羽深　成樹	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を置き、監査委員会の指示のもとその補助にあたらせることにしています。また、監査委員会事務局に所属する従業員の人事（異動、評価等）及び監査委員会事務局の予算の策定については、監査委員会の承認を得ることにしています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しています。監査委員会は、会計監査人と監査計画、監査結果等についての報告受領や定期的な情報交換を行うとともに、内部監査部門である監査室と連携して効率的な監査の実施に努めることにしています。

内部監査については、監査室（監査人6名）が年間内部監査計画に基づき、当社の業務監査を実施するとともに、当社グループの事業会社（当社傘下の三菱ケミカル株式会社、田辺三菱製薬株式会社、株式会社生命科学インスティテュート及び大陽日酸をいいます。）の内部監査部門と連携し、当社グループにおいて適正な内部監査が行われるように体制を整備し運用を行っています。

また、年間内部監査計画については、監査委員会と事前協議を行ったうえで立案し、社長及び監査委員会の承認を得て策定することとしています。加えて、監査室では、内部監査の計画、実施状況及びその結果を監査委員会に報告するほか、監査委員会の監査及び監査委員会における監査状況の報告に監査室長が陪席するなど、監査委員会の監査との連携を図っていきます。また、会計監査人との間においても定期的にそれぞれの監査施策や監査結果についての情報交換を行うなど、連携強化に努めています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しています。

また、当社は、社外役員の独立性に関して以下のとおり独自の基準を定めており、社外取締役は、以下の基準に該当せず、一般株主と利益相反の無い公正かつ中立的な立場で当社経営の監督にあたることができる者を選任することとしています。

【社外役員の独立性に関する基準】
(1) 当社の関係者
①当社グループの業務執行者 (業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、従業員、理事、パートナー等をいう。以下同じ)
②過去10年間において当社グループの業務執行者となったことがある者
(2) 主要株主
当社の総議決権数の10%以上を直接若しくは間接に有する者又は法人の業務執行者
(3) 主要な取引先
①当社及び当社グループの事業会社 (三菱ケミカル株式会社、田辺三菱製薬株式会社、株式会社生命科学インスティテュート及び大陽日酸株式会社をいう。以下同じ) を主要な取引先とする法人※1の業務執行者
②当社及び当社グループの事業会社の主要な取引先※2の業務執行者
(4) 会計監査人
当社グループの会計監査人またはその社員等
(5) 個人としての取引
当社及び当社グループの事業会社から年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者
(6) 寄付
当社及び当社グループの事業会社から年間1,000万円以上の寄付・助成を受けている者又は法人の業務執行者
(7) 役員の相互就任
当社グループの役員・従業員を役員に選任している法人の業務執行者
(8) 近親者等
①当社グループの重要な業務執行者の近親者等 (配偶者、二親等以内の親族又は生計を同一にするものをいう。以下同じ)
② (3) から (7) に該当する者の近親者等

(※1) 当該取引先が直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社及び当社グループの事業会社から受けた場合、当社を主要な取引先とする法人とする。
(※2) 当社及び当社グループの事業会社が直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当該取引先から受けた場合又は当該取引先が当社グループに対し当社の連結総資産の2%以上の金銭を融資している場合、当該取引先を当社の主要な取引先とする。
(※3) (3) から (7) の要件については、過去3年間において、当該要件に該当したことがある場合を含むものとする。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

執行役の報酬は、基本報酬 (固定報酬)、業績連動報酬、及び2020年度から新たに導入した譲渡制限付株式報酬で構成しています。その報酬水準及び報酬構成比率については、優秀な経営人材を確保し、当社の競争力を高めるため、毎年の報酬委員会において、外部専門機関の役員報酬調査データを用いて、国内の売上高等が同規模の他企業と報酬水準・業績連動性の比較検証評価を行い、役位や職責ごとに設定しています。
業績連動報酬は、現金賞与と株式報酬で構成し、短期及び中長期の業績と企業価値・株主価値の向上をバランスよく意識した経営を動機づける設計としています。
現金賞与は、KAITEKI経営の3つの基軸における、年度ごとの目標達成状況 (KAITEKI価値評価) により、役位別に定める標準額に対し原則0%から200%の範囲で支給額が変動します。
また、個人業績目標の達成状況 (個人評価) に応じて、20%の範囲で増減します。
個人別現金賞与支給額＝役位別の標準額 × KAITEKI価値評価 (0%～200%) × 個人評価 (±20%)
株式報酬は、役員報酬BIP信託を介して、当社普通株式の交付等を行う仕組みで、年度ごとの目標達成状況 (KAITEKI価値評価) に応じて、役位別に定める基準ポイントに対し原則0%から200%の範囲で毎年ポイントを付与し、執行役の退任時において累積されたポイント数に相当する当社普通株式等及び当社普通株式等に生じた配当金を給付します。
個人別ポイント付与数＝役位別の基準ポイント × KAITEKI価値評価 (0%～200%)

業績連動報酬に係る指標及び業績連動報酬額の支給の決定方法は次のとおりです。
(1) KAITEKI価値評価について
当社は、サステナビリティの向上をめざす経営 (Management of Sustainability：MOS)、イノベーションの創出を追求する経営 (Management of Technology：MOT)、経済効率性や資本の効率化を重視する経営 (Management of Economics：MOE) という3つの経営を、時間や時機を意識しながら一体的に実践し、企業価値を高めていく「KAITEKI経営」を推進しています。MOS、MOT、MOEそれぞれの経営指標を業績連動報酬の評価軸に用いることで、当社のビジョンであるKAITEKI実現に向けた「KAITEKI経営」を強く意識づける報酬制度としています。
KAITEKI価値評価における具体的な評価指標及び評価の比率 (割合) は、以下のとおりです。
MOS指標：地球環境負荷削減、健康・医療への貢献、社会課題への貢献、コンプライアンス、事故・火災の防止等に関わるものとして定めた指標：10%
MOT指標：研究開発の効率性、技術の優位性及び社会のニーズとの整合性に関わる指標：10%
MOE指標：コア営業利益、ROE、ROIC、フリー・キャッシュ・フロー等に関わる指標：80%

上記で掲げる指標のうち、主要な指標及びその選定理由は以下のとおりです。
(MOS)
・省エネルギー活動の推進 (資源削減量)：地球温暖化の防止につながる省エネルギー活動を積極的に推進し、その削減効果を評価するため
・医薬品の提供 (医薬品提供貢献指数)：アンメットメディカルニーズへの対応や、適応症及び販売国数の拡大による、人々の生命と健康に対する貢献度を評価するため
・働きがいがあり活力と協奏のある組織の構築 (従業員ウェルネス指数)：多様な人材がいきいきと活力高く働ける社会・職場づくりの進捗度合を評価するため

(MOT)
・新商品化率：売上収益に占める新商品・新サービスの割合から、研究開発の効率性を評価するため
・特許審査請求率：特許審査請求の計画件数に対する実績の比率から、技術の優位性を評価するため
・コア技術進化度：先端技術やデジタルトランスフォーメーションへの取組みによる新規コア技術獲得計画の進捗度合を評価するため
(MOE)
・コア営業利益：非経常項目を除く営業利益の絶対額を事業の稼ぐ力として評価するため
・ROE：企業価値の持続的向上をめざすための効率性を評価するため
・フリー・キャッシュ・フロー：次世代への資源配分を賄い、安定的な株主還元と財務健全化のためのキャッシュ・フロー創出力を評価するため

KAITEKI価値評価は、年度ごとの目標値の達成状況に基づき、執行役会議で審議のうえ決定し、報酬委員会でその妥当性を検証しています。また、報酬委員会は指名委員会と連携し、対象事業年度開始時点に宣言される目標に対しての達成度合いについて、その公正性や合理性を確認することとしています。

また、業績報酬におけるKAITEKI価値評価は、その種別ごとに以下のとおり決定しています。
・現金賞与：MOE指標、MOT指標及びMOS指標の3軸の総合評価に、経営課題への取組み状況に係る定性評価を加えて係数（0～200%）を決定
・株式報酬：MOE指標、MOT指標及びMOS指標の3軸の総合評価で係数（0～200%）を決定

※業績連動報酬（現金賞与及び株式報酬）に係る評価は、MOE指標、MOT指標及びMOS指標の3軸の総合評価等によって定まりますが、これらの指標の目標値には対外的に公表していない数値を含んでいるため、当該目標値は記載しておりません。
なお、2019年度の3軸の総合評価による業績報酬に関する係数（0～200%）は50%となりました。

(2) 個人評価について
執行役社長の目標は、評価対象事業年度開始時点において、執行役社長が宣言する目標について報酬委員会及び指名委員会で審議のうえ決定します。評価については、対象事業年度終了時点において、執行役社長の自己評価を踏まえて報酬委員会及び指名委員会で審議のうえ決定します。
執行役社長以外の執行役の目標は、評価対象事業年度開始時点において、執行役社長と各執行役の面談を経て決定し、報酬委員会で審議・承認することとしています。評価については、対象事業年度終了時点において、執行役社長と各執行役の面談を経て決定し、報酬委員会で審議・承認することとしています。報酬委員会は指名委員会と連携し、各執行役の目標及び評価について、その公正性や合理性を確認することとしています。

2020年度の報酬構成比率は、執行役社長について、基本報酬：業績連動報酬（現金賞与（標準額））：業績連動報酬（株式報酬（標準額））：譲渡制限付株式（基準額）＝50：25：12.5：12.5とし、他の執行役は執行役社長に準じて、上位の役位ほど変動報酬の比率が高くなるように設定しています。
なお、上記役員報酬BIP信託による株式報酬制度を導入したことに伴い、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、2019年度以降、新規に発行しないこととしています。

ストックオプションの付与対象者	執行役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の執行役及び執行役員（退任執行役及び退任執行役員を含みます。）を対象としています。

[取締役・執行役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況 更新	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2019年度において当社が報酬等を支払った取締役の員数は13名であり、その支払額は総額で296百万円です。この他、当社の取締役が役員を兼任する当社の子会社からの報酬等として2百万円あります。なお、取締役の報酬には、前期に執行役を兼任していた取締役に対し、執行役在任時の業績報酬として支給された役員報酬BIP信託による業績報酬15百万円が含まれています。
また、2019年度において当社が報酬等を支払った執行役の員数は7名であり、その支払額は総額で371百万円です。この他、当社の執行役が役員を兼任する当社の子会社からの報酬等として6百万円あります。また、執行役の報酬等の支払額には、役員報酬BIP信託による業績報酬53百万円が含まれています。
また、連結報酬等の総額が1億円以上である者については有価証券報告書において個別開示を行っています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役と執行役の報酬は別体系とし、以下の考え方に基づき、報酬委員会が決定します。
(取締役報酬の決定に関する基本方針)
・独立かつ客観的な立場から当社の経営を監督・監査するという役割に鑑みて、基本報酬(固定報酬)のみとします。
・当社における取締役の責務を果たすに相応しい人材を確保するため、報酬水準は他社動向や期待する役割・機能等を勘案して決定します。
(執行役報酬の決定に関する基本方針)
・当社グループのビジョンであるKAITEKI実現に向けたKAITEKI経営の3つの基軸(サステナビリティ(Management of Sustainability(MOS)、イノベーション(Management of Technology(MOT)、経済効率性(Management of Economics(MOE))の一体的実践を強く意識づける報酬制度とします。
・短期及び中長期の業績と、サステナブルな企業価値・株主価値の向上を促進するインセンティブとして有効に機能する報酬制度とします。
・当社グループの持続的な成長を牽引する優秀な経営人材の保持・獲得につながる競争力のある報酬水準とします。
・株主、顧客、従業員をはじめとする全てのステークホルダーへの説明責任を果たすことのできる公正かつ合理的な報酬決定プロセスをもって運用します。

上記の基本方針に基づき、報酬委員会は、執行役の報酬構成につき、以下のとおり定めています。
・基本報酬
・業績連動報酬
現金賞与:役位別の標準額に、毎期のKAITEKI価値評価及び個人評価(中長期経営計画における取組み目標の達成状況やリーダーシップ発揮状況等)を乗じた金銭を支給
株式報酬:役位別の標準ポイントに、毎期のKAITEKI価値評価を乗じたポイント数を付与し、退任時に累積ポイント数相当の当社普通株式等を交付
・譲渡制限付株式報酬:中長期的・持続的な企業価値の創造・向上並びに株主の皆様との価値共有をより一層促進するための報酬。毎期、役位別に定める基準額相当の譲渡制限付株式を交付し、退任時に譲渡制限を解除

なお、当社は、報酬委員会において個別に審議を行った上で、必要に応じて、その他の臨時的な報酬やベネフィットを活用する場合があります。
また、当社は、取締役又は執行役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、報酬委員会の審議を経て、当該取締役、執行役等に対し、執行役の報酬受益権の没収(マルス)又は報酬の返還(クローバック)を請求する場合があります。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会及び各委員会については、それぞれ事務局を設置し、社外取締役を補佐しており、取締役会及び各委員会の開催に際しては、それぞれの事務局が事前に資料等を送付するとともに、重要な議案については事前説明を行い、あらかじめ十分な検討ができるようにしています。なお、監査委員会を補佐する部署として設置している監査委員会事務局には専属の独立したスタッフを配置しています。
さらに、取締役会及び各委員会のほかにも社外取締役が出席する会議を定期的に開催するなど、社外取締役の監督機能が有効に機能する環境を整備しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
冨澤 龍一	当社特別顧問	会社を代表しての業界団体等での社外活動等	[勤務形態] 非常勤 [報酬] なし	2012/06/26	定めなし
冨澤 龍一	三菱ケミカル株式会社特別顧問	会社を代表しての業界団体等での社外活動等	[勤務形態] 非常勤 [報酬] なし	2012/04/01	定めなし
正野 寛治	三菱ケミカル株式会社特別顧問	会社を代表しての業界団体等での社外活動等	[勤務形態] 非常勤 [報酬] なし	2007/10/03	定めなし
鎌原 正直	三菱ケミカル株式会社特別顧問	会社を代表しての業界団体等での社外活動等	[勤務形態] 非常勤 [報酬] あり	2016/04/01	80歳まで
石塚 博昭	三菱ケミカル株式会社特別顧問	会社を代表しての業界団体等での社外活動等	[勤務形態] 非常勤 [報酬] あり	2017/04/01	定めなし
姥貝 卓美	三菱ケミカル株式会社特別顧問	会社を代表しての業界団体等での社外活動等	[勤務形態] 非常勤 [報酬] あり	2017/04/01	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	5 名

その他の事項

・当社及び主要な事業会社である三菱ケミカル株式会社の社長・会長経験者について記載しています。
・当社に相談役制度はありませんが、社内規定に基づき、当社の社長・会長経験者を当社特別顧問とする場合があります。また、三菱ケミカル株式会社においては、同社の社内規定に基づき同社の社長・会長経験者を相談役とし、相談役退任後は同社特別顧問に就任する場合があります。
・特別顧問及び相談役は、経営のいかなる意思決定にも関与しておりません。

・上記の「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における「社長等退任日」には当社または三菱ケミカル株式会社（合併前の旧社を含む）の取締役の退任日を記載しています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）監督

イ．取締役会（12名（うち女性2名）：社外取締役5名、議長：社内取締役、任期：1年）

取締役会は、中期経営戦略や年間予算などの経営の基本方針を決定したうえで、その基本方針に基づく業務執行の決定は、法定の取締役会決議事項を除き、原則として執行役に委任しており、主に執行役の職務の執行を監督しています。

当社は、機能商品、素材及びヘルスケアの3つの事業分野に及ぶグループの幅広い事業に精通した社内出身の取締役に加え、企業の経営者、社会・経済情勢や科学技術に関する有識者、公認会計士、弁護士といった経歴をそれぞれ有する5名の社外取締役を選任し、多様な意見を経営判断に反映させるとともに、監督機能の強化を図っています。

なお、当社の取締役は20名以内とする旨を定款で定めており、本報告書提出日現在で社外取締役5名を含む12名(うち、執行役兼務者3名)となっています。また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築し、取締役の経営責任とその役割の一層の明確化を図るため、取締役の任期を1年にしています。

2019年度は、取締役会を11回開催しました。各取締役の出席状況は以下のとおりです。なお、小酒井健吉、梅葉芳弘、橘川武郎及び渡邊一弘の4氏は2019年6月の取締役退任までの出席状況を、また、伊達英文、小林茂、程近智及び菊池きよみの4氏は2019年6月の取締役就任後の出席状況を、それぞれ記載しています。

・小林　喜光　：　11回/11回（100%）
・越智　　仁　：　11回/11回（100%）
・小酒井健吉：　4回/ 4回（100%）
・藤原　　謙　：　11回/11回（100%）
・グレン・フレデリクソン：　11回/11回（100%）
・梅葉　芳弘　：　4回/ 4回（100%）
・浦田　尚男　：　11回/11回（100%）
・伊達　英文　：　7回/ 7回（100%）
・小林　　茂　：　7回/ 7回（100%）
・橘川　武郎　：　4回/ 4回（100%）
・伊藤　大義　：　11回/11回（100%）
・渡邊　一弘　：　4回/ 4回（100%）
・國井　秀子　：　11回/11回（100%）
・橋本　孝之　：　11回/11回（100%）
・程　　近智　：　7回/ 7回（100%）
・菊池　きよみ：　7回/ 7回（100%）

ロ．指名委員会（5名（うち女性2名）：社外取締役4名、委員長：社外取締役）

指名委員会は、当社取締役候補及び執行役の指名に加えて、上場会社を除く主要な直接出資子会社（三菱ケミカル株式会社、田辺三菱製薬株式会社及び株式会社生命科学インスティテュート）の社長候補の指名を行います。

指名委員は、本報告書提出日時点で社外取締役4名を含む5名です。また、指名過程の透明性・公正性を高めるため、委員長は社外取締役が務めることとしています。

2019年度は、指名委員会を6回開催しました。各取締役の出席状況は以下のとおりです。

なお、橘川武郎氏は2019年6月の取締役退任までの出席状況を、越智仁氏は2019年6月の指名委員退任までの出席状況を、また、程近智及び菊池きよみの両氏は2019年6月の取締役就任後の出席状況を、それぞれ記載しています。

・橋本　孝之（委員長）：　6回/6回（100%）
・橘川　武郎　　：　1回/1回（100%）
・小林　喜光　　：　6回/6回（100%）
・越智　　仁　　：　1回/1回（100%）
・國井　秀子　　：　6回/6回（100%）
・程　　近智　　：　5回/5回（100%）
・菊池　きよみ　　：　5回/5回（100%）

ハ．監査委員会（5名（うち女性2名）：社外取締役3名、委員長：社内取締役）

監査委員会は、執行役及び取締役の職務の執行の監査、当社グループの内部統制システムの検証等を担っており、原則として毎月1回開催することとしています。

監査委員は、本報告書提出日時点で社外取締役3名を含む5名です。また、常勤の監査委員を2名選定するとともに、監査委員会と会計監査人、内部監査を実施する監査室及び内部統制システム整備の方針策定・推進を担う内部統制推進室が緊密に連携するなどして、監査委員会による監査体制の充実を図っています。

なお、社内各部門との十分な連携を確保し、情報収集を円滑に行うため、委員長は常勤の監査委員である社内取締役が務めることとしています。

2019年度は、監査委員会を13回開催しました。各委員の出席状況は以下のとおりです。

なお、梅葉芳弘及び渡邊一弘の両氏は2019年6月の取締役退任までの出席状況を、また、小林茂及び菊池きよみの両氏は2019年6月の取締役就任後の出席状況を、それぞれ記載しています。

・浦田　尚男（委員長）：　13回/13回（100%）
・梅葉　芳弘　　：　3回/ 3回（100%）
・小林　　茂　　：　10回/10回（100%）
・伊藤　大義　　：　13回/13回（100%）
・渡邊　一弘　　：　3回/ 3回（100%）
・國井　秀子　　：　13回/13回（100%）
・菊池　きよみ　　：　10回/10回（100%）

ニ．報酬委員会（5名：社外取締役3名、委員長：社外取締役）

報酬委員会は、当社取締役及び執行役の個人別の報酬額の決定に加え、上場会社を除く主要な直接出資子会社（三菱ケミカル株式会社、田辺三菱製薬株式会社及び株式会社生命科学インスティテュート）の社長の報酬額を決定しています。

報酬委員は、本報告書提出日時点で社外取締役3名を含む5名です。また、決定過程の透明性・公正性を高めるため、委員長は社外取締役

が務めることとしています。
　2019年度は、報酬委員会を7回開催しました。各委員の出席状況は以下のとおりです。なお、橘川武郎、渡邊一弘及び小酒井健吉の3氏は2019年6月の取締役退任までの出席状況を、また、橋本孝之氏は2019年6月の報酬委員就任後の出席状況を、程近智及び伊達英文の両氏は2019年6月の取締役就任後の出席状況を、それぞれ記載しています。
・伊藤　大義（委員長）：　7回/7回（100%）
・橘川　武郎　　：　2回/2回（100%）
・渡邉　一弘　　：　2回/2回（100%）
・橋本　孝之　　：　4回/5回（80%）
・程　　近智　　：　5回/5回（100%）
・小酒井健吉　　：　2回/2回（100%）
・藤原　　謙　　：　7回/7回（100%）
・伊達　英文　　：　5回/5回（100%）

（2）業務執行
イ．執行役
　執行役は、取締役会の定めた経営の基本方針（中期経営計画、年度予算等）に基づく、業務執行の決定及びその執行を担っています。当社グループの経営における重要事項については、執行役による合議機関である執行役会議で審議のうえ、これを決定し、また、その他の事項については、各執行役の職務分掌を定めることに加え、担当執行役の決裁権限を明確にすることで、適正かつ効率的な意思決定がなされるようにしています。

ロ．執行役会議
　執行役会議は、すべての執行役により構成され、当社及び当社グループの経営に関する重要な事項について審議・決定するとともに、中期経営計画、年度予算等に基づき、当社グループの事業のモニタリングを行っています。
　なお、監査委員及び事業会社（三菱ケミカル株式会社、田辺三菱製薬株式会社、株式会社生命科学インスティテュート及び大陽日酸株式会社）の社長は、執行役会議に出席し、自由に意見表明ができることとなっています。

（3）監査
　当社は、EY新日本有限責任監査法人に会計監査業務を委嘱しています。会計監査人は、監査委員会とも緊密な連携を保ち、監査体制、監査計画、監査実施状況及び監査結果の報告とともに、必要な情報交換、意見交換を行い、効率的かつ効果的な監査の実施に努めることとしています。
　2019年度において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。
　・業務を執行した公認会計士の氏名（継続監査年数）：　中村和臣（2年）、剣持宣昭（7年）、植木貴幸（2年）、川端孝祐（1年）
　・会計監査業務に係る補助者の構成：　公認会計士20名、その他21名
　なお、内部監査の状況については、前記「監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況」をご参照ください。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　機能商品、素材及びヘルスケアの3つの事業分野において、グループの総合力を活かした機動的な経営により企業価値を向上させるため、グループ経営管理機能と個別事業経営機能を分離した持株会社体制を選択しています。
　また、経営の透明性・公正性の向上、監督機能の強化及び意思決定の迅速化による経営の機動性の向上を図るため、指名委員会等設置会社を選択しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、第15回定時株主総会を、いわゆる第一集中日ではない2020年６月24日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使も可能であり、その行使方法等については、株主総会招集ご通知においてご案内しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページに英文を掲載するほか、議決権電子行使プラットフォームにおいても提供しています。
その他	当社では、当社ホームページに招集通知（和文、英文）及び動画を掲載するほか、株主総会会場では映像や音声を用いて事業の報告や議案の説明を行うなど株主の皆様に理解を深めていただくようにしています。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会に参加し、事業概況や今後の事業展開等を説明しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表者、担当役員等により以下の説明会等を開催しています。 ・四半期決算及び期末決算におけるネットカンファレンス ・事業説明会等 ・個別訪問による説明	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	集合形式の説明会ではなく、投資家への個別訪問による説明を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	各種資料をホームページに掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員及びIR担当部署（広報・IR室）を設置しています。	
その他	株主通信「WE WILL」や統合報告書「KAITEKIレポート」を発行し、ホームページに掲載しています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	三菱ケミカルホールディングスグループ企業行動憲章によりステークホルダーの立場尊重について規定しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	グループ理念の実践が三菱ケミカルホールディングスグループのCSRであるとの認識のもと、当社及びグループ各社においてレスポンシブル・ケア（RC）活動をはじめとするCSR活動を実施しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	三菱ケミカルホールディングスグループ企業行動憲章において、適切な情報開示、透明性の確保について規定しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において決議した内部統制システムに関する基本方針に基づいて内部統制システムの強化･徹底を図っており、毎期末に取締役会で当該基本方針の運用状況を検証するとともに、必要に応じてその内容の見直しを行うこととしています。本報告書提出日現在における当該基本方針の内容は以下のとおりです。

1. 監査委員会の職務の執行のために必要な体制
⑴ 監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を置き、監査委員会の指示のもと監査の補助にあたらせる。監査委員会事務局に所属する従業員の人事（異動、評価等）及び監査委員会事務局の予算の策定については、監査委員会の承認を得る。
⑵ 取締役、執行役及び従業員は、監査委員会監査基準等に従い、当社及び当社を会社法上の親会社とする企業集団（以下「当社グループ」という。）における経営上の重要事項（会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を含む。）を監査委員会に報告する。
⑶ 監査委員会に報告した当社グループの取締役、執行役、監査役及び従業員に対して、その報告を理由として不利益な取扱いをしない旨を定める。
⑷ 監査委員会又は監査委員が支出した費用のうち、その職務の執行に要するとみなすのが相当な費用については、当社が負担する。
⑸ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、常勤監査委員を置くとともに、監査委員会と社長をはじめとする執行部門との定期的な会合、監査委員会と内部監査部門との連携、情報交換等を行う。

2. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 取締役会は、当社グループのポートフォリオ･マネジメントに重大な影響を与える事項及び法定の取締役会決議事項（経営の基本方針等）を除き、原則として業務執行の決定をすべて執行役に委任することで、執行役による迅速な意思決定を可能とする。
⑵ 執行役に委任された業務執行の決定にあたり、当社グループの経営における重要事項については、執行役会議で審議のうえ、これを決定し、その他の事項については、担当執行役の決裁権限及び各部門の所管事項を定めるとともに、子会社に委ねる決裁権限を明確にすることで、当社グループの業務執行の決定及び執行を適正かつ効率的に行う体制を整備する。
⑶ 執行役は、取締役会の定めた経営の基本方針（グループ中期経営計画、年度予算等）に基づき、子会社の経営管理を行い、これらの達成を図る。また、執行役は、執行役会議及び中期経営計画、年度予算等の管理を通じ、子会社の経営上の重要事項が当社に報告される体制を整備する。

3. 執行役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ グループ企業行動憲章を当社グループにおけるコンプライアンスに関する基本規程とする。
⑵ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用･管理にあたる。
⑶ グループ･コンプライアンス推進規程その他の関連規則に基づき、コンプライアンスに関する推進体制、啓発･教育プログラム、監査･モニタリング体制、ホットライン等の当社グループにおけるコンプライアンス推進プログラムを整備し、コンプライアンス推進統括執行役を置いて、その適切な運用･管理にあたる。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理統括責任者を執行役社長とし、グループ･リスク管理基本規程その他の関連規則に基づき、当社グループの事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理システムを整備し、その適切な運用･管理にあたる。

5. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
グループの情報セキュリティポリシー、情報管理規則その他の関連規則に基づき、執行役会議議事録、稟議書その他執行役の職務の執行に係る文書及び電磁的記録を保存･管理するとともに、執行役及び取締役がこれを閲覧できる体制を整備する。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
上記方針及びグループ経営規程その他の関連規則に基づき、当社グループの経営管理（経営目標の管理、重要事項に関する報告･承認、グループ内部監査等）を行うとともに、コンプライアンス、リスク管理をはじめとするグループ内部統制方針･システムをグループ内で共有することを通じて、当社グループにおける業務の適正を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、上記の内部統制システムの基本方針3（1）に記載のグループ企業行動憲章における「公正な事業慣行」の中で反社会的勢力との関係断絶を掲げており、反社会的勢力による不当な要求に備え、対応統括部署である総務担当部署を中心として、関係行政機関等との密接な連携のもと、反社会的勢力に関する情報の収集等を行い、グループ内での周知徹底を図るとともに必要な対応を行っています。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、効率的かつ透明性の高いグループ経営を行い、経営資源の最適配分を通じて、競争力・収益力を高め、グループとして企業価値のさらなる向上を図ることが、株主の皆様からの負託に応えることになるものと考えています。
当社は、いわゆる「買収防衛策」を導入しておりませんが、当社グループの企業価値や株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量取得行為が行われる場合には、当社として適切と考えられる措置を講じていきます。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。
1．情報開示に関する方針
当社は、当社の定める「情報開示方針」のもと、東京証券取引所が有価証券上場規程等において定める基準（以下、「適時開示基準」といいます。）、及び金融商品取引法第二十七条の三十六に定める重要情報（株主・投資家等の皆様の投資判断に影響を与える当社グループに係る決定事実、発生事実、決算情報等の情報をいい、以下、「重要情報」といいます。）について、情報開示を行っています。
また、重要情報に該当しない情報であっても、株主・投資家の皆様にとって有用だと当社が判断した情報については、積極的な情報開示に努めています。
なお、開示に係る情報は広報・IR室で一括管理し、広報・IR室長を情報開示責任者と定めています。

2．適時開示体制の概要
（1）適時開示基準に基づき「適時開示が求められる会社情報」のうち「上場会社の決算情報」については、取締役会での決議又は執行役会議での審議・決定がなされた時点で当該事項の決定としており、決定後、広報・IR室が適時開示を実施します。
（2）適時開示基準に基づき「適時開示が求められる会社情報」で「上場会社の決定事実」のうち、取締役会での決議又は執行役会議での審議・決定を要する事案については、同決議又は審議・決定がなされた時点で当該事項の決定としています。伺書による承認を要する事案については、同承認をもって当該事項の決定としています。いずれの場合も、広報・IR室が適時開示事項にあたるか調査し、その結果をIR担当役員へ報告するとともに、適時開示事項に該当する場合は、適時開示を実施します。
（3）適時開示基準に基づき「適時開示が求められる会社情報」のうち「上場会社の発生事実」については、関係部署が認識した時点で、広報・IR室と連携して適時開示事項にあたるか調査を行い、必要に応じて取締役会又は執行役会議に報告します。広報・IR室は、調査の結果をIR担当役員へ報告し、適時開示事項に該当する場合は、適時開示を実施します。

なお、適時開示までの間における未公表の重要事実の取扱については、「内部者取引防止規則」を定め内部者取引の禁止を徹底しています。

業務の適正を確保するための体制（概要図）

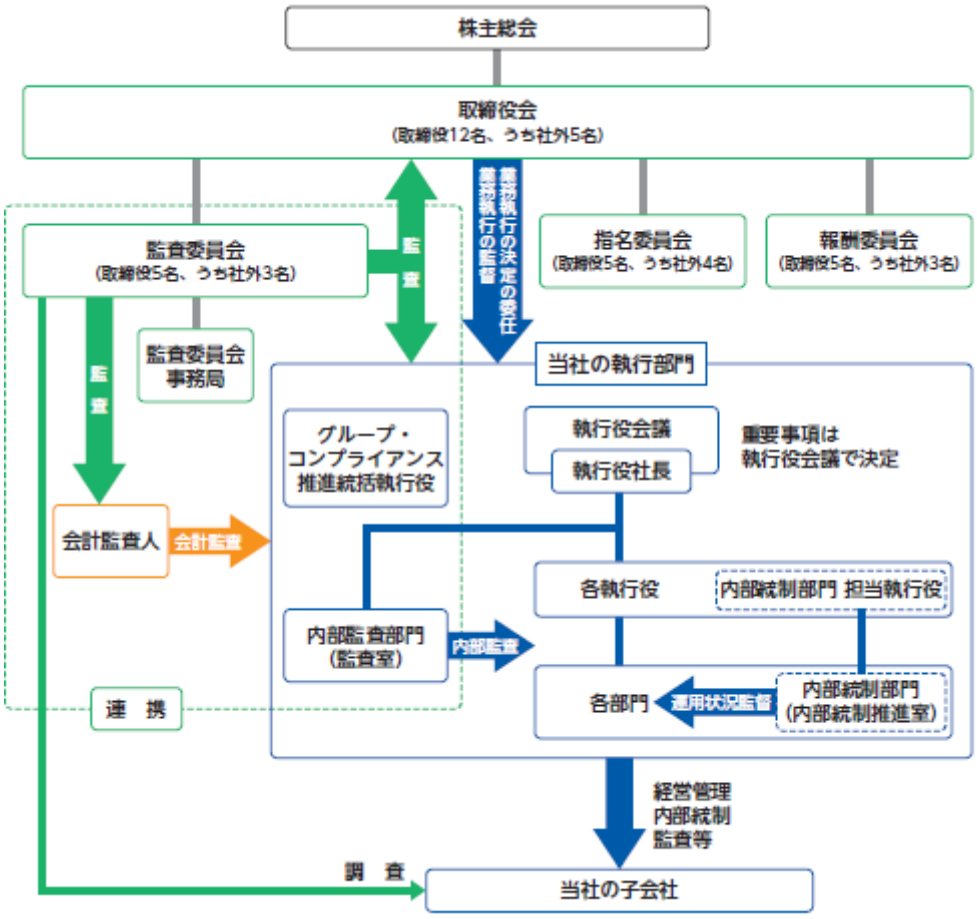

【経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名の方針】

（執行役）

指名委員会は、以下の基準を満たす人物を執行役候補として指名する。

・所管各分野における豊富な経験と高い見識・専門性と洞察力、客観的かつ公平・公正な判断力を有し、経営執行能力に優れていること

・高い倫理観、遵法精神を有していること

・執行役としての責務を果たすのに十分な健康状態であること

また、執行役が上に掲げた基準のいずれかに著しく反する事実が生じた場合、取締役会はその執行役を解任することができる。

（取締役）

指名委員会は、以下の基準を満たす人物を取締役候補として指名する。

・指名委員会等設置会社における取締役の責務を果たすのに必要な高い見識と洞察力、客観的かつ公平・公正な判断力を有していること

・高い倫理観、遵法精神を有していること

・取締役としての責務を果たすのに十分な健康状態であること

・社外取締役については、別に定める独立性の基準を満たし、かつ、職務遂行のための十分な時間が確保できること。加えて、社外取締役間の多様性が確保できること

【取締役の選任理由】

氏　名	現在の当社における地位及び担当	選任理由
小林　喜光	取締役会長 指名委員	小林喜光氏は、研究開発部門を経て、機能商品分野の事業に携わったのち、当社取締役社長及び三菱化学㈱取締役社長等を歴任し、また、経済財政諮問会議や産業競争力会議の議員、経済同友会の代表幹事を務めるなど、豊富な経験と高い見識を有しています。また、取締役会議長として、社外取締役が活発に発言できる環境づくりに努めるなど取締役会の実効性向上に注力するとともに、執行役を兼任しない社内取締役として適切に経営を監督しています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任しています。
越智　　仁	取締役兼執行役社長	越智仁氏は、生産部門を経て、当社及び三菱化学㈱の経営戦略部門等に携わったのち、三菱レイヨン㈱取締役社長を務めるなど、豊富な経験と高い見識を有しています。また、執行役社長として当社の経営を担っており、当社グループの持続的成長に向け様々な施策を主導するとともに、取締役会では、経営全般の状況を定期的に報告し、取締役会に対する説明責任を果たしています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任しています。
伊達　英文	取締役兼執行役常務 報酬委員	伊達英文氏は、当社グループの経理・財務部門において、経営管理や会計・税務・資金業務等に携わるなど、豊富な経験と高い見識を有しています。また、執行役常務（最高財務責任者）として当社の経営に携わっており、財務戦略の立案やIR活動等を主導しています。取締役会では、当社グループの財務戦略等に関し説明責任を果たすことに加え、その専門性を活かした提言を行っています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任しています。
藤原　謙	取締役兼執行役常務 報酬委員	藤原謙氏は、当社グループの法務部門において、国際的なリスクマネジメントやM&Aに携わるな

		ど、豊富な経験と高い見識を有しています。また、執行役常務（グループ・コンプライアンス推進統括執行役）として当社の経営に携わっており、内部統制システムの構築やコンプライアンス体制の強化等を主導しています。取締役会では、執行役として説明責任を果たすとともに、リスクマネジメント、コーポレートガバナンス等に関する提言を行っています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任しています。
グレン・フレデリクソン	取締役	グレン・フレデリクソン氏は、米国の大学教授を務めており、ポリマー化学の分野における国際的権威として高い見識を備えるとともに、グローバル企業のコンサルタントとしても豊富な経験を有しています。また、執行役を兼任しない社内取締役として適切に経営を監督するとともに、最先端技術分野等に関する提言を行っています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任しています。
小林　　茂	取締役 監査委員	小林茂氏は、当社グループの機能商品分野及び素材分野の事業に携わり、海外グループ会社の社長を歴任するなど、豊富な経験と高い見識を有しています。また、社内出身の常勤監査委員として、当社グループの事業に関する深い理解や経営経験を活かし、内部統制システムの運用状況を把握するとともに定期的に監査委員会で情報を共有する等、主に監査の実効性を確保することを通じて経営を監督しています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任しています。
片山　博史		片山博史氏は、当社グループの総務・法務、人事、内部統制推進部門を経て、三菱ケミカル㈱において常務執行役員としてその経営に携わるなど、豊富な経験と高い見識を有しています。こうしたコーポレートガバナンス及びリスクマネジメントに関する深い理解や経験を活かして、執行役を兼任しない社内取締役として、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切

		な監督への貢献が期待できるため、新たに選任しています。
國井　秀子	社外取締役 指名委員 監査委員	國井秀子氏は、会社経営の豊富な経験と情報処理分野における専門知識を有していることに加え、内閣府男女共同参画推進連携会議議員を務めるなど、ダイバーシティ推進に関する高い見識を備えています。取締役会では、女性の活躍推進、科学技術・IT 等に関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任しています。
橋本　孝之	社外取締役 指名委員 報酬委員	橋本孝之氏は、情報システムに関する製品・サービスを提供するグローバル企業の日本法人で社長、会長を歴任するなど、会社経営の豊富な経験とデジタルビジネスに関する高い見識を有しています。取締役会では、グローバル経営、事業ポートフォリオ戦略、リスクマネジメント等に関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任しています。
程　近智	社外取締役 指名委員 報酬委員	程近智氏は、経営コンサルティング及び IT サービスを提供するグローバル企業の日本法人で社長、会長を歴任するなど、会社経営の豊富な経験と経営ノウハウに関する高い見識を有しています。取締役会では、グローバル経営、純粋持株会社の役割、企業価値向上に向けたビジネスモデルの在り方等に関し有益な提言をいただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任しています。
菊池　きよみ	社外取締役 指名委員 監査委員	菊池きよみ氏は、企業法務を専門とする弁護士としての高い見識に加え、金融機関における勤務など豊富な経験を有しています。取締役会では、取締役会の役割や責務、個別案件に係る法的リスク評価、コンプライアンス等に関し有益な提言をい

		ただくとともに、経営全般を独立かつ公平な立場から監督いただいています。これらのことから、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、引き続き選任しています。なお、菊池きよみ氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。
山田　辰己		山田辰己氏は、公認会計士としての豊富な経験に加え、国際会計の専門家として高い見識を有しています。こうした経験や見識を活かして、独立社外取締役として、主に国内外の財務・会計や開示の観点から、当社取締役会における経営の基本方針の策定及び経営に対する適切な監督への貢献が期待できるため、新たに選任しています。なお、山田辰己氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

【執行役の選任理由】

氏　名	現在の当社における地位及び担当	選任理由
越智　　仁	取締役兼執行役社長	越智仁氏は、生産部門を経て、当社及び三菱化学㈱の経営戦略部門等に携わったのち、現在は当社執行役社長を務めており、当社グループの事業及び会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の業務執行の統括に相応しい人物であると判断しています。
大久保和行	執行役専務	大久保和行氏は、長年にわたり当社グループの経営に従事し、特に素材分野の事業、生産技術における豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の情報システム、生産技術の統括に相応しい人物と判断しています。
池川　喜洋	執行役常務	池川喜洋氏は、長年にわたり当社グループの経営に従事し、特に、素材分野の事業における豊富な経験や高い見識を有していることから、当社の経営戦略の統括に相応しい人物と判断しています。
ラリー・マイクスナー	執行役常務	ラリー・マイクスナー氏は、海外企業の役員を務めるなど、会社経営の豊富な経験を有するとともに、ICT に関する高い見識、及びビックデータや IoT を活用した事業改革の経験を有していることから、先端技術の探索や新規事業の創出を推進する先端技術・事業開発の統括に相応しい人物であると判断しています。
伊達　英文	執行役常務	伊達英文氏は、長年にわたり当社グループの経営に従事し、特に、経理、財務分野における豊富な経験や高い見識を有していることから、当社の経営管理、IR の統括に相応しい人物であると判断しています。
藤原　謙	執行役常務	藤原謙氏は、長年にわたり当社グループの経営に従事し、特に、法務、総務分野における豊富な経験や高い見識を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンス、法務、総務・人事、内部統制、海外統括会社の統括に相応しい人物であると判断しています。
羽深　成樹	執行役	羽深成樹氏は、長年にわたり財務省や内閣府等に務めるなど、行政官としての豊富な経験と金融行政に関する高い見識を有していることから、当社の政策・渉外、広報の統括に相応しい人物であると判断しています。

2020 年 6 月 12 日
㈱三菱ケミカルホールディングス

2019 年度 当社取締役会の実効性評価結果の概要について

１．取締役会の実効性評価の実施

当社は、「三菱ケミカルホールディングス・コーポレートガバナンス基本方針」において、取締役会は毎年その実効性を評価し、結果の概要を開示すると定めております。2019 年度の当社取締役会の実効性評価の方法および結果の概要は、以下のとおりです。

２．評価方法・プロセス

2019 年度は、当社取締役会の機能（経営の基本方針の策定および経営全般の監督）を踏まえたうえで、当社グループの企業価値向上に向けた主要テーマについて適切に議論できているかを中心に、その実効性を評価しました。具体的なプロセスは以下のとおりです。

ⅰ）取締役会議長を含む全取締役を対象に、以下を項目とするアンケートを実施（2020 年 3 月～4 月）。各項目を４段階で評価のうえコメントを記載するという形式により、現状を把握するとともに課題を抽出。なお、アンケートの企画、集計等に外部コンサルタントを起用。

・取締役会の構成

・取締役会における議論

（ポートフォリオ・マネジメント、リスク管理およびコーポレートガバナンス）

・今後、取締役会で重点的に議論すべきテーマ（コメント記載のみ）

ⅱ）アンケート結果に基づき課題・改善策について取締役会で議論（2020 年 5 月）

ⅲ）取締役会議長が、取締役会の実効性を評価し、その結果を取締役会で報告（2020 年 6 月）

３．評価結果の概要

（１）総括

アンケート集計の結果、肯定的な評価である評価４と評価３が過半数を占めていることから、当社取締役会の実効性は、その構成・議論の在り方の両面で概ね確保できていると評価しました。

一方で、「取締役会における議論」に関し、ポートフォリオ・マネジメントについては、よりダイナミックな視点での議論を求める意見が複数あり、リスク管理については、グローバルな事業展開を行う上でのリスクの捉え方や評価手法について改善の余地がある等の指摘がありました。また、持株会社の取締役会や各委員会の役割や位置づけについて改めて議論すべきとの意見がありました。

（２）今後の取り組みについて

ⅰ）取締役会で重点的に議論すべきテーマ

「取締役会における議論」に関する指摘および「取締役会で重点的に議論すべきテーマ」への意見を踏まえ、取締役会で議論した結果、以下を今期の重点テーマとして議論を深めていきます。

・with/post コロナにおけるポートフォリオ・マネジメントおよびリスク管理

・持株会社の取締役会としての役割・機能、在り方

ⅱ）議論の充実に向けた環境の整備

取締役会での議論の充実に向け、運営方法等の改善に引き続き努めていきます。

・取締役会のリモート開催の一層の活用に向けたインフラストラクチャーの整備・運営の改善

・取締役会資料の事前送付の早期化
・取締役会当日の議案説明の効率化

４．前回の実効性評価を受けた取り組み

2018 年度の実効性評価結果および各取締役からの指摘を踏まえ、以下の取り組みを実施しました。

ⅰ）さらなる議論の充実と効率化に向けて

・重点的に議論すべきテーマに特化した取締役会を年間カレンダーに組み入れ定期的に開催することとし、議論のさらなる充実に努めました。
・取締役会規則を見直し、法令上要請されていない手続的な決議事項を報告事項に変更する等、取締役会運営の効率化に向けた素地を整えました。

ⅱ）社外取締役の一層の機能発揮に向けて

・社外取締役に対する適切な情報提供の一環として、社外取締役連絡会において、当社に対する機関投資家の評価等について、外部コンサルタントも交えた議論を実施しました。
・社外取締役間で翌期の社外取締役連絡会の議題等について意見交換を実施しました。

当社は、今回の取締役会の実効性評価結果および各取締役からの様々な提言を踏まえ、引き続き取締役会の実効性向上に取り組んでいきます。

以　上